

## 衛星事故における損害賠償負について（米国）

### 1. 宇宙損害賠償責任

1966年以降、国連は宇宙の平和的探査および利用に関する5条約と5原則を起草し、承認している。これらの条約や原則は宇宙の平和的探査・利用を全人類の領域として確立し、探査の自由は国家による占有の対象とはならないことを明確にした。1972年9月1日に「1971年宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約」<sup>(注1)</sup>が発効した。宇宙損害責任条約として知られている同条約は、地表、飛行中の航空機かつ/または他国の宇宙物体、あるいはこのような宇宙物体上の人や所有物に対して、宇宙物体が引き起こす損害の責任を打上げ国が持つことを規定している。同条約は、以下のような2つの明確なレジーム（基本原則）を定めている。

- ・ 宇宙物体が地表において引き起こした損害、あるいは飛行中の航空機に与えた損害の場合は打上げ国が無過失責任を負う。
- ・ 宇宙物体が、地表以外の場所において別の宇宙物体に損害を与えた場合は、損害が打ち上げ国側、あるいは打上げ国の国民の過失による損害である場合に限り打上げ国は賠償責任を負う。

同条約は損害賠償請求の手続きも規定している。賠償額の決定に関して、同条約第12条が以下のように規定している。

- ・ 打上げ国が損害につきこの条約に基づいて支払うべき賠償額は、請求に係る自然人、法人、国又は国際的な政府間機関につき当該損害が生じなかったとしたならば存在したであろう状態に回復させる補償が行われるよう、国際法並びに正義及び衡平の原則にしたがって決定される（出典：外務省条約局『条約集（多数国間条約）昭和58年』, 197 - 215 ページ）。

ある打上げ国の宇宙物体が、地表以外にある別の打上げ国の宇宙物体に対して損害を与えたことが結果として第三国の損害となった、などの複雑な事象においては、該当する2つの宇宙物体の打上げ国が連帯して第三国に対して責任を負う。例えば、ドイツの電気通信企業が、人工衛星を製造するために英国の航空宇宙企業と契約し、ロシアの打上げロケットを使用してオーストラリアの打上げサイトから人工衛星を南アフリカの企業が打ち上げるといったケースでは関連する5カ国全てが打上げ国とみなされ、したがって、この宇宙物体によって引き起こされるいかなる損害の賠償責任も

<sup>(注1)</sup> <http://www.oosa.unvienna.org/SpaceLaw/liabilitytxt.html> を参照。

負うことになる。

## 2. 米国商業宇宙打上げ法

1988年、米国政府は宇宙損害責任条約を補完し、米国の宇宙商業活動を規制する米国商業宇宙打上げ法を導入した。同法は、米国領域内で行われるあらゆる打上げ活動および米国民が海外で行う打上げ活動に適用される。同法は、また、米国民が支配株式を持つ外国籍企業が海外で行う打上げ活動や、軌道に乗らない打上げだけでなく気象観測ロケットにも適用される。

商業宇宙打上げ法は、米連邦航空局（FAA）商業宇宙輸送部（AST）が商業打上げを行う運営者に免許を与えることを義務づけている。打上げ申請を完了するには、ASTとの事前相談を含まずに一般的に120日間必要である。

損害賠償と保険に関して、米国政府は打上げ運営者に対してASTが規定する最高損害額までの損害賠償保険に加入することを求めている。もし事故が起こった場合に、政府は宇宙損害責任条約に従って、保険金額を超過する全ての国際的な損害賠償を最高15億ドルまで支払う。米国商業宇宙打上げ法<sup>(注2)</sup>は、元来、第三者への保険金が補償されない場合に5億ドル以上の保険金請求を米国政府が支払う義務を規定するもので、1999年12月まで有効であった。しかし、この補償制度は、米国の人工衛星企業が、米国以外の領域から人工衛星を打上げる原因となる競争力の阻害要因を取り除くために、2009年12月まで延長された<sup>(注3)</sup>。米国政府発行のファクト・シート<sup>(注4)</sup>は、米国産業に関しての定期的なレビューと競争力を勘案して、商業打上げ法において規定されている米国の宇宙輸送活動に関する（政府と民間の）法的なリスク共有体制の維持という意図をブッシュ政権は確認している。

Space Weather ウェブサイト<sup>(注5)</sup>によると、現在宇宙では936基の人工衛星が運用中であり、その交換費用は2,000億ドルであると報告されている。これらの人工衛星には通常、発射台への運搬から、軌道への上昇、そして軌道上での運用における多種多様な故障に対する保険がかけられている。宇宙保険は現在、全世界的な産業となり、ロンドンが関連企業の一大拠点となっている<sup>(注6)</sup>。人工衛星が故障した場合の補償に

(注2) 同法についての詳細は、<http://ast.faa.gov/aboutast/701complete.htm> で参照できる。

(注3) <http://commerce.senate.gov/issues/106-79.htm>

(注4) [www.ostp.gov/html/SpaceTransFactSheetJan2005.pdf](http://www.ostp.gov/html/SpaceTransFactSheetJan2005.pdf)

(注5) <http://www.solarstorms.org/index.html>

(注6) [www.bookrags.com/science/astronomy/insurance-spsc-01.html](http://www.bookrags.com/science/astronomy/insurance-spsc-01.html)

関しては、SatNews が 1998 年から 2001 年までの情報をまとめている<sup>(注7)</sup>。しかし、人工衛星の所有者はこのようなデータを提供する準備をしていないため、SatNews の発行元はこの情報をその後更新していない。人工衛星に関する問題は、現在、事故が起こった時に報道される新聞社のニュースなど一般公開されている情報が唯一の情報源となる傾向にあるが、そのような情報は、頻繁に発生しない最も重大な人工衛星の故障だけを扱っている。例えば、2005 年 3 月の Business Week.com では、EchoStar 社は衛星事故に関する 5 年半にわたる保険請求問題を解決したと報道した。EchoStar 社は自社の人工衛星の一つが間違った軌道に投入され、適切な運用に失敗したことに對して、1998 年に人工衛星保険会社に対して総額 2 億 1940 万ドルの損害賠償請求を行っていた。

以上

翻訳：NEDO 情報・システム部

( 出典：SRI Consulting Business Intelligence Explorer Program )

---

(注7) <http://www.satnews.com/Industry/losses.html>